

インド特許出願における拒絶理由への対処方法

国際第4委員会
第2小委員会*

抄 録 インド特許庁は、審査待ちの特許出願を減らすために、ここ数年で審査官を大幅に増員した。その結果、審査期間が短縮され、出願人においては、インドに出願された特許出願の中間対応の頻度が急増したのに加え、インド独特の拒絶理由により、その対応に苦慮する状況が見受けられる。そこで、インドに出願された特許出願の中間対応を任された知財担当者の一助となることを目的とし、インド特許庁からの最初の審査報告書（拒絶理由通知に相当）で指摘された拒絶理由及び出願人の応答内容について調査・分析することとした。そして、代表的な事例を用いて、インド特許庁からの最初の審査報告書への対処方法について提案する。

目 次

1. はじめに
2. インドにおける特許取得手続の流れ
3. 拒絶理由の内容分析
 3. 1 調査対象及び調査方法
 3. 2 調査結果
4. 事例と対処方法
 4. 1 新規性・進歩性
 4. 2 クレームの記載要件①：「Clarity Conciseness」違反
 4. 3 クレームの記載要件②：複数の独立クレームで拒絶
 4. 4 クレームの記載要件③：用語が曖昧で拒絶
 4. 5 特許されない発明：特許法3条(k)違反
5. おわりに

1. はじめに

ここ数年、インドでは審査官を大幅増員している。その結果、インドに特許出願された案件の審査期間は短縮され、この数年における特許出願の審査処理件数（登録数・拒絶確定数・取下数・放棄数）が、急激に伸びている¹⁾。この傾向は、特許出願に係る発明の早期の権利化と

いうことに関しては、喜ばしいことである。

しかし、審査期間の短縮に伴って、インドの特許実務で従来から行われていた対応がとりづらくなっているという実情がある。具体的には、審査期間の短縮により、ヨーロッパやアメリカの特許庁よりも早く審査される出願が増えたため、インドに出願された特許出願に対して拒絶理由が通知された場合、例えば、ヨーロッパでの審査結果に合わせて補正するといった対応を取れなくなりつつある。また、特許出願の審査処理件数の急増に伴って、インドの現地代理人による応答の作成が困難な状況となり、現地代理人から出願人に対して、応答を検討するよう依頼されることも少なくない。

このような状況の下で、インドに出願された特許出願の中間対応を任された知財担当者が、インド特許庁からの拒絶理由に適切に応答できるように、本稿では、インド特許庁から通知される代表的な拒絶理由とその応答方法をまとめた。

* 2018年度 The Second Subcommittee, The Fourth International Affairs Committee

本稿は、2018年度国際第4委員会第2小委員会の川島（トヨタテクニカルディベロップメント）、小谷（三菱電機）、左右田（NTTドコモ）、安岡（パナソニック）が執筆した。

2. インドにおける特許取得手続の流れ

拒絶理由とその応答方法に関して具体的に説明する前に、まず、インドにおける一般的な特許取得手続の流れについて、図1を参照しつつ、簡単に説明する。

インド特許庁に直接出願した場合、その出願日から48ヶ月以内に審査請求を行う必要がある（第11B条(1)、規則24B(1)(i)）。ここで、日本出願に基づく優先権を主張してPCT出願を行い、その後、インドの国内段階に移行した出願の場合、審査請求の期間は、その優先日から48ヶ月以内である（規則24B(1)(i)）。また、出願日若しくは優先日から48ヶ月以内に審査請求しない場合には、当該出願は出願人により取り下げられたものとして取り扱われる（第11B条(4)）。審査が開始されると、審査官は出願の内容を審査する（第12条、第13条(1)）。その審査の結果が、“最初の審査報告書（First Examination Report）”として、特許出願人に送付される（第14条、第15条、規則24B(3)）。“最初の審査報告書”に記載される拒絶理由に対して、出願人は、応答書による反論、出願の補正を行うことができる（第14条、規則28）。このとき、出願人と審査官との間で、応答・審査が繰り返される可能性がある。また、出願人は、この“最初の審査報告書”が発せられた日から所定の期間（6ヶ月）内に特許付与を得ることができるように対応する必要がある（第21条、規則24B(5)）。そして、出願人による応答の内容に基づいて、拒絶理由が解消されれば、特許が付与され、拒絶理由が解消されなければ、拒絶される。

なお、上記所定の期間は、3ヶ月延長することができる（第21条、規則24B(6)）。

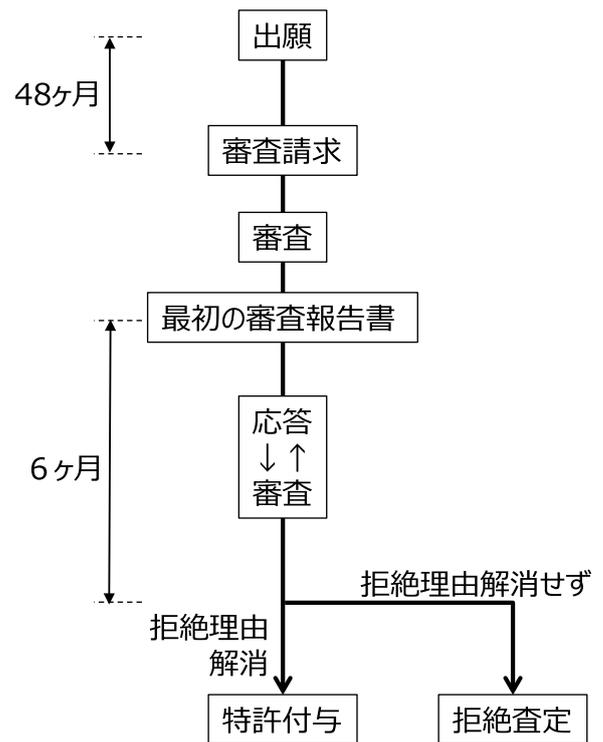


図1 特許取得手続の流れ

3. 拒絶理由の内容分析

3.1 調査対象及び調査方法

今回の拒絶理由の分析では、2017年12月から2018年4月に登録になった、日本企業が出願人である電気分野の特許出願を対象に、それらの最初の審査報告書、いわゆる拒絶理由を調査、分析した。調査にあたって、インド特許庁が提供するオンラインの無料のデータベースであるDynamic Patent Utilitiesを使用した。具体的には、インド特許庁²⁾のウェブサイト内のE-Gateways³⁾にアクセスし、そこからDynamic Patent Utilitiesに含まれるDisposal of Patent Applications⁴⁾を選択した。これを用いて、上記期間に登録された日本企業の特許出願の出願番号を検索した。さらに、検索された出願番号から、それらの中間処理の状況を確認するために、Dynamic Patent Utilitiesに含まれるDynamic FER Viewを選択し、そこから拒絶理由通知を

取得した。なお、調査対象の審査報告書の件数を、インドの各特許庁について30件、合計120件とした（インドには4つの特許庁がある）。

また、拒絶理由の調査では、最初の審査報告書におけるPART-1 SUMMARY OF THE INVENTIONの一覧表で示されている拒絶理由だけでなく、PART-2 DETAILED TECHNICAL REPORTに記載されている内容も確認した。これは、インドの最初の審査報告書では、その一覧表に記載された拒絶理由と具体的な拒絶理由とが相違する場合があるためである。

3. 2 調査結果

調査の結果、図2に示すように、新規性・進歩性等がないとする特許法第2条第1項違反の拒絶理由、次に、クレームの記載要件を規定した第10条第4項および第5項に関する拒絶理由、特許されない発明（特許法3条(k)）に該当する旨の拒絶理由の順に、最初の審査報告書（拒絶理由通知）で指摘されることが多いことがわかった。

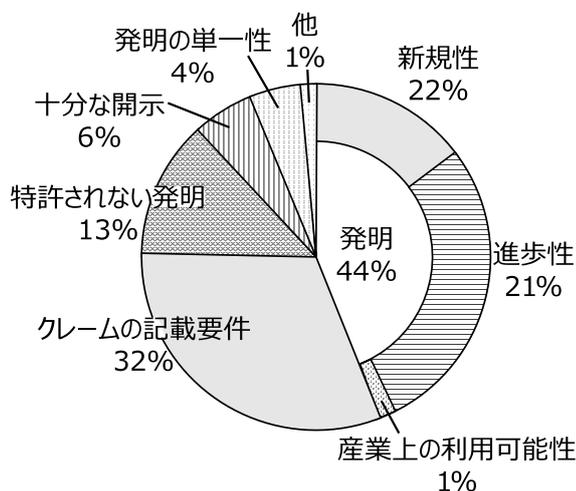


図2 調査結果

この調査結果を踏まえ、指摘される頻度が比較的高い拒絶理由について分析し、その拒絶理由を解消した事例を紹介するとともに、その種の拒絶理由への対処方法について提案する。

4. 事例と対処方法

ここでは、実際にインドに出願され、インドにおける典型的な拒絶理由が通知された後、これに応答し特許となった事例について具体的に紹介する。また、この事例紹介では、発明の名称、発明の内容、拒絶理由の内容、出願人の対応、本事例に関係する条文及びガイドライン、拒絶理由への対応という順で説明する。

4. 1 新規性・進歩性

(1) 発明の名称

走査電子顕微鏡

(2) 発明の内容

本願発明は、電子顕微鏡本体、排気系、並びに電源及び空冷ファンを含む制御系が同一底板上に設置された、卓上型の電子顕微鏡の防振技術に関するものである。

本願発明では、底板に開口が設けられており、電子顕微鏡本体を支える防振用のダンパーが、この開口を貫通する構成としている。

(3) 拒絶理由の内容

本願はPCT出願を利用してインドに特許出願されており、その国際調査報告（以下、ISRと称す）で一般的技術水準を示す文献（カテゴリ-A）とされた2つの日本の特許文献、及びインド特許庁で独自に調査したと思われるアメリカの特許文献により進歩性がないと判断された。

また、本拒絶理由の記載は、各特許文献のクレーム1をほぼ書き写したものであり、本願発明の構成と各特許文献に記載の構成との具体的な対応関係は示されていない。なお、本件のファミリーである日本及びアメリカ特許出願は、新規性・進歩性違反の拒絶理由を受けることなく登録されている。

(4) 出願人の対応

意見書において出願人は、引用された各特許文献には、本願発明の構成であるダンパー等が記載されていないことを主張した。また、各クレームの構成に参照符号を付す補正を行った。

(5) 本事例に関係する条文及びガイドライン

特許法^{5), 6)} 2条(1)(ja)には、「[「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でないものをいう。]と記載されている。

また、出願を有効に行うための実用的な指針として、「特許庁の特許実務及び手続の手引（マニュアル）Version 01.11（2011.3.22）」^{7), 8)}がインド特許庁HPに公開されている（以下、審査マニュアルと称す）。これによると、進歩性の判断について「発明が先行する予測を証明するに過ぎず、実質的に技術的進歩又は当該技術における経済的意義を付すものではない場合、進歩性は欠けている」（審査マニュアル08.03.03.02(e)）、「発明の自明性を立証するために、先行技術の寄せ集めを引用することは認められている。但し、当該先行技術が実施可能であることを条件とする」（審査マニュアル08.03.03.02(f)）、「当該発明が、入手可能な先行技術に基づき予測可能であり、当該技術の熟練者による現場での改善のみを要するものである場合、進歩性は欠けている」（審査マニュアル08.03.03.02(g)）と記載されている。なお、インドの特許実務における進歩性の判断については、日本の審査基準のように、進歩性の判断ステップを具体的に記載した文献はない。

(6) 拒絶理由への対応

インドの特許出願における新規性・進歩性欠如の拒絶理由では、本願発明の構成と引用文献

に記載の構成とが細かく対比されず、拒絶される事例が散見される。また、本件のように、ISRでカテゴリ-Aの文献を挙げられて新規性・進歩性欠如の拒絶理由が通知され、さらに、他国で新規性・進歩性欠如の拒絶理由を受けていない場合には、本願発明が新規性・進歩性に欠けると判断された具体的理由がわからず、拒絶理由の論点が定まらないため、その対応に苦慮すると考えられる。このような場合、拒絶理由を深読みしたり審査官の心証を気にしたりして、クレームに新たな限定をむやみに追加するといった対応は不要である。本事例のように本願発明の構成と引用文献に記載の構成とを対比し、それらの相違について説明する対応を取ることが薦められる。ただし、単に相違点を述べるだけでは、審査官に理解してもらえず、拒絶が維持される可能性もある。従って、本願発明の構成と引用文献に記載の構成とを極力丁寧に対比し、審査官に技術内容、及び本願発明の構成と引用文献に記載の構成との差異を理解してもらうよう努めることが重要であると考えられる。

また、技術的な理解が難しい他の事例では、意見書において発明の理解を助ける背景知識を説明するといった対応も見られた。これに加え、審査官による発明の理解を助けるために、審査が開始される前に自発補正によりクレームに参照符号を付し、クレームと明細書に記載された実施例との対応を取りやすくしておくことも有効な手段と考える。

なお、本事例は、進歩性に関する拒絶理由であるが、新規性に関する拒絶理由が通知された場合も、同様の応答方針で問題ないと考えられる。

4. 2 クレームの記載要件①： 「Clarity Conciseness」違反

(1) 発明の名称

回転電機及び電気自動車

(2) 発明の内容

本願発明は、電気自動車やハイブリッド自動車に用いられる駆動用モータに関するものである。本願発明では、ハードウェア部品を構成としている。

(3) 拒絶理由の内容

本願はクレームに「comprising」という用語が使われており、そのことが指摘され、「comprising」という用語が、クレーム範囲を広く、曖昧にしているという指摘を受けた。

(4) 出願人の対応

出願人は、「comprising」を別の表現に変更する補正は行わず、意見書にて「comprising」をクレームに用いることがインドの実務で認められている旨を主張した。

(5) 本事例に関係する条文及びガイドライン

特許法10条(4)(c)には、保護を請求する発明の範囲を明確にすること、特許法10条(5)では、クレームは「明確かつ簡潔」でなければならないことが規定されている。また、審査マニュアルでは、クレームは、前文、移行句、本文の3つの部分から構成されてもよいとされ（審査マニュアル05.03.16(k)）、移行句としては、「comprising」、「including」、「consisting of」を例示し、これらの語句及び表現から構成することができる（審査マニュアル05.03.16(m)）、と記載されている。

(6) 拒絶理由への対応

本事例の拒絶理由への対応を理解するうえで、まず、拒絶理由の原因となった「comprising」について説明する。「comprising」は、「～を含む」「～を有する」を意味し、英文のクレームで多用される。「comprising」は、いわゆる、オープンエンド形式であり、「comprising」を用いて記載された発明Xが、例えば、3つの構成

要素a, b, cを含む場合、発明Xは、3つの構成要素a, b, cだけでなく、それ以外の構成要素を備えていてもクレームの保護対象であると解釈される。

また、この「comprising」とよく対比される語として、「consist of」がある。「consist of」は、「～成る」を意味する。そして、「consist of」は、いわゆる、クローズドエンド形式であり、「consist of」を用いて記載された発明Yが、例えば、3つの構成要素e, f, gを含む場合、発明Yは、3つの構成要素e, f, gだけを含み、それ以外の構成要素を備えるものは、クレームの保護対象ではないと解釈される。

本事例では、「comprising」という用語が不適切であるかのような指摘を受け、「consist of」への変更を示唆しているかのようにも受け取れる内容である。しかしながら、インドでは、「comprising」の使用が認められており、「comprising」を使用したクレームが不明瞭になるという判断基準は存在しない。従って、本事例のように、「comprising」をクレームに用いることがインド実務で認められている旨を反論することが望ましい。インドの拒絶理由の対応で重要なことは、特許法や特許規則と整合しない理由で拒絶される場合があることを念頭に対応することである。特に、本事例のような場合に、インドでは、「comprising」のクレーム中の使用を許容されていないと判断して、「comprising」を「consist of」に変更する補正をしてしまうと、権利範囲を大幅に減縮する結果になるため、注意が必要である。

4. 3 クレームの記載要件②： 複数の独立クレームで拒絶

(1) 発明の名称

音声の復号及び符号化

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

(2) 発明の内容

本願発明は、音や声を送受信するために、その音声データを符号化・復号（データ圧縮・データ解凍）する技術に関するものである。さらに具体的には、その符号化・復号の処理のアルゴリズムに関する発明である。そして、独立形式で記載されたクレーム（以下、独立クレームと称す）として、「符号化する装置」に加え、「復号する装置」を記載しており、複数の独立クレームを記載していた。

なお、符号化（データ圧縮）と復号（それを解凍）のアルゴリズムは基本的に同じ技術的特徴を備えた処理であり、違いはその処理・手順を逆方向に実行して解凍するのか、順方向に実行して圧縮するのかのみである。

(3) 拒絶理由の内容

本願は、独立クレームが複数あるため、簡潔ではない、と判断された。

(4) 出願人の対応

意見書において出願人は、全クレームが同一の性質を持ち、かつ、単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るものであることを主張した。独立クレームを一つにするような補正は行わなかった。

(5) 本事例に関係する条文及びガイドライン

特許法第10条(5)には、「クレームは単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るものであること」とされている。審査マニュアルには、「一つの出願に2以上の独立クレームが許される場合がある」ことが記載されている（審査マニュアル05.03.16(p)）。審査マニュアル（05.03.15(c)）によると、各クレームが異なる範囲を有する複数のクレームを有することは、出願人に発明の様々な側面につき法的権利を得ることを可能とするとされており、独立

クレームの数に制限はなく、単一の発明概念を形成するために全クレームが同一の性質を持つようにすることが薦められている（審査マニュアル05.03.16(p)）。

(6) 拒絶理由への対応

インドの特許出願における拒絶理由では、審査基準と整合しない拒絶理由が、しばしば通知される。本事例も、上記(5)に示した審査マニュアルに記載されていることと異なる見解が示されている。従って、クレームの記載内容等、特に、クレームの権利範囲に影響するような拒絶理由が通知され、その拒絶理由に同意できない場合には、特許法条文や審査マニュアルを確認すること、または、指摘されている拒絶理由が、審査マニュアルやインドでの実務上において、妥当か否かを現地代理人に確認することが推奨される。そのような確認を怠り、拒絶理由に沿った対応を取ってしまうと、複数の独立クレームを、一つの独立クレームに補正してしまい、必要な権利を逸する可能性がある。従って、拒絶理由に同意できない場合には、特許法条文や審査マニュアルを根拠に、拒絶理由への反論可否を検討する必要がある。

なお、本事例のように、独立クレームが複数存在することのみを理由として拒絶された場合には、本事例のように容易に独立クレームを削除せず単一性の要求を満たす旨を主張することが薦められる。

4. 4 クレームの記載要件③：用語が曖昧で拒絶

(1) 発明の名称

音声復号装置、音声復号方法、及び音声復号プログラム

(2) 発明の内容

本願発明は、音や声を送受信するなどのため

に音声を圧縮・解凍（符号化・復号）する技術で、人の話し声のうち、低い声などの低周波成分を使って、高い音声（高周波成分の声や音）を圧縮・解凍（符号化・復号）することに関するものである。音声の高周波成分には拍手、カスタネットといった急に鳴り始める音、過渡的な音をも想定する必要がある、本願発明は、急な変化があっても聞く人にとって耳障りになりにくいように音声の圧縮・解凍（符号化・復号）を行うアルゴリズムを構成としている。

(3) 拒絶理由の内容

クレーム中に用いられた「低周波」と「高周波」という言葉の具体的な範囲や数値に定義がなく、不明瞭であると指摘された。

(4) 出願人の対応

「低周波」と「高周波」という言葉の意味は、明細書でサポートされており、当業者はその意味を容易に理解できる旨を主張した。

(5) 本事例に関係する条文及びガイドライン

特許法第10条(4)には、「保護を請求する発明の範囲が、明確に記載されること」が要件として規定されている。更に、「特許出願の調査および審査のためのガイドライン」⁹⁾、¹⁰⁾の項目3.3には、「完全明細書は、それ自体で、発明が関係する技術分野における平均的スキルおよび平均的知識を有するインド人が発明に取り組むことを可能にするのに十分、完全、かつ詳細に記載すべきある」旨が記載されている。つまり、ガイドラインでは、当業者による実施可能要件を満たすレベルで明細書等が記載されていればよい旨が記載されている。

(6) 拒絶理由への対応

本事例では、「低周波」と「高周波」という技術用語が、不明瞭であるとの指摘を受けてい

る。ここで、本事例のファミリー出願の審査の状況を確認すると、日本を含むインド以外の主要国の審査では、「低周波」と「高周波」という技術用語が不明瞭であるとの指摘を受けていない。従って、少なくとも主要国では、「低周波」と「高周波」という技術用語は、当業者にとって自明な技術用語であると認識されている。しかしながら、当業者にとって自明な技術用語をクレームに用いた場合に、インドでは不明瞭であるとの指摘を受ける可能性がある。ただし、今回の調査によれば、技術用語の曖昧さや明瞭性に関わる拒絶理由は、審査官の裁量による部分が大きく、かなりのばらつきが見られた。つまり、本事例で不明瞭との指摘を受けた「低周波」と「高周波」という技術用語は、他の審査官が審査した場合には、不明瞭と判断されないことは十分考えられる。

以上のことを踏まえると、出願人が、周知と考える技術用語について、不明瞭であるとの指摘を受けた場合、審査官の指摘に対して、クレーム中の不明瞭とされた語句に補足説明を加えたり、不要な語句で限定すべきではないと考える。

例えば、以下のような対応を提案する。

- ・明細書に用語の技術的補足説明があれば、その記載を引用して反論する。
- ・明細書に十分に詳細説明がないような、一般技術用語については、技術説明等を交えて反論する。そのような反論でも認められない場合には、同じ用語が用いられた、登録済のインド特許文献や、国際的な技術論文等を提示することで、審査官の理解を助け、拒絶の解消に有効であると考えられる。

4. 5 特許されない発明： 特許法3条(k)違反

(1) 発明の名称

無線LAN装置

(2) 発明の内容

無線親機（アクセスポイント）としても無線子機（クライアント）としても利用可能な無線LAN装置の発明である。本願発明に係る無線LAN装置では、その無線LAN装置が備える制御部が、他のネットワーク装置と特定のパケットを送受信する。これにより、本願発明に係る無線LAN装置は、ユーザーによる設定作業なしに、無線親機（アクセスポイント）又は無線子機（クライアント）としての動作を切り替える。なお、本願発明のクレームは、「～制御装置を備え、当該制御装置は～である無線LAN装置」と記載されており、いわゆる物のクレームとして表現されている。

(3) 拒絶理由の内容

クレームは、コンピュータのアルゴリズムステップやコンピュータプログラムの指示のみが含まれる方法を対象としている。本事例では、特許法第3条(k)により特許できないとの理由で拒絶された。また、明細書から本願発明に係る方法の機能的特徴が、どのように実行されるか不明瞭であるとの指摘も併せて受けた。

(4) 出願人の対応

本願発明は、構造的な特徴を開示するデバイスの発明であり、第3条(k)には該当しないと反論した。さらに、本願発明の構造について説明されている明細書の段落を示した上で、本発明に係る方法の機能的特徴が、明細書の実施形態に対応していると反論した。なお、クレームの補正は行っていない。

(5) 本事例に係る条文及びガイドライン

特許法第3条(k)には、特許されない発明として「数学的若しくは営業の方法又はコンピュータプログラム自体若しくはアルゴリズム」が規定されている。「コンピュータ関連発明(CRI)

審査ガイドライン」^{11), 12)}の(4.5.4)では、コンピュータプログラムそれ自体は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれる場合があり、これらが発明である場合には、特許の対象となり得ることが規定されている。

(6) 拒絶理由への対応

インドにおける特許出願では、特に、通信、ネットワーク関連に対して、第3条(k)の拒絶理由が通知されるケースが散見される。インド特許法では、アルゴリズムやプログラムそれ自体を特許の保護対象から除外しているが、本件のように明らかにプログラムでないものに対しても、第3条(k)に基づく拒絶理由が通知される場合がある。このようなときは、本事例のように、本発明がアルゴリズムやプログラムそれ自体ではなく第3条(k)に該当しないと反論すべきであると考えられる。

なお、特許法の第3条(k)の取り扱いを定めた「コンピュータ関連発明審査ガイドライン」によれば、ハードウェアの新規性を有していなくても、第3条の特許されない発明に該当しない技術的特徴（技術的貢献）を特許の主題としていれば、特許の対象となり得るとしている。したがって、クレームの文言にプログラム等が使用されていても、特許が認められる可能性はある。

しかしながら、クレームにプログラム等の文言が使用されている場合又は、プログラム等に解釈され得る文言が使用されている場合には、第3条違反を指摘されるケースが散見される。このような場合、クレームのカテゴリーを装置に変更する、または、クレームにハードウェアとの関連性を明示する限定を追加することで、審査官は、特許の対象となり得ると判断するケースが多いように思われる。なお、上述のとおり、

インド特許法では、プログラムそれ自体を特許の保護対象から除外しているため、プログラム自体を対象とするクレームは、当然、特許として認められない。

5. おわりに

本稿で紹介した事例から得られた知見を以下にまとめる。

新規性・進歩性に関する拒絶理由に対しては、拒絶理由を深読みしたり審査官の心証を気にしたりして、むやみにクレームに新たな限定を追加するといった対応は不要であり、本願発明の構成と引用文献に記載の構成とを対比し、それらの相違について説明するという一般的な対応を考慮すべきである。その際、審査官に技術内容、及び本願発明の構成と引用文献に記載の構成との差異を理解してもらうよう努めることが重要である。

また、クレームの記載と明細書に記載の実施形態との対応関係を審査官が理解できない結果、拒絶理由が通知されることがある。このような事態を防ぐために、事前にクレームに参照符号を付与し、クレームの記載と明細書に記載された実施形態との対応を取りやすくしておくことも有効であると考えられる。

クレームの記載要件に関し、インド特許庁が発行するガイドライン等で認められている記載内容に反して拒絶される場合がある。例えば、クレームに記載される「comprising」や、複数の独立クレームに対して拒絶理由が通知される場合がある。このような場合には、インド特許庁が発行するガイドライン等を確認の上、不適切な拒絶理由に対しては、不要な減縮補正を行わず、ガイドライン等の記載を根拠にして意見書で反論することが有効である。

コンピュータ関連発明では、特許法第3条(k)の特許されない発明として拒絶理由が通知されやすい。特許法第3条(k)で規定されるプログ

ラム等に明らかに該当しない場合は、その旨を反論すべきである。また、発明が審査官にプログラム等として捉えられる可能性があるとして出願人が判断した場合には、クレームのカテゴリーを装置に変更、または、クレームにハードウェアとの関連性を明示する限定を追加するといった対応も考慮すべきである。

注 記

- 1) 国際第4委員会第1小委員会, 知財管理, Vol.68, No.10, pp.1396~1407 (2018)
- 2) INTELLECTUAL PROPERTY INDIA
<http://www.ipindia.nic.in/index.htm>
- 3) E-Gateways
<http://www.ipindia.nic.in/e-gateways.htm>
- 4) Disposal of Patent Applications
<http://ipindiaservices.gov.in/disposal/>
- 5) THE PATENTS ACT, 1970
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1_113_1_The_Patents_Act_1970_-_Updated_till_23_June_2017.pdf
- 6) インド特許法 (参考仮訳), 2017年6月23日版, JPO国際協力課
<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/india-tokkyo.pdf>
- 7) MANUAL OF PATENT OFFICE PRACTICE AND PROCEDURE, Version 01.11, (2011年3月22日版), インド特許意匠商標長官室
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_28_1_manual-of-patent-office-practice-and-procedure.pdf
- 8) 特許庁の特許実務及び手続の手引 (インド), 01.11版, 2011年3月22日修正, JETRO
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf
- 9) GUIDELINES FOR SEARCH AND EXAMINATION OF PATENT APPLICATIONS INDIAN PATENT OFFICE, 2015年版, インド特許意匠商標長官室
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_34_1_guidelines-draftSearch-examination-04march2015.pdf
- 10) 特許出願の調査および審査のためのガイドライ

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

- ン（日本語仮訳），2015年3月公表，JETROニューデリー
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_DraftSearchExamination_04March2015_jp.pdf
- 11) Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs), 2017年版, インド特許意匠商標長官室
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOGuidelinesManuals/1_86_1_Revised__Guidelines_for_Examination_of_Computer-related_Inventions_CRI_.pdf
- 12) コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン, 2017年7月, JETROニューデリー
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_cri_20170630jp.pdf
(URL参照日は全て2019年3月20日)
- (原稿受領日 2019年4月16日)

